

一般財団法人中部電気保安協会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、一般財団法人中部電気保安協会と称し、英文では、Chubu Electrical Safety Services Foundation と表示する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は、電気の適切かつ安全な利用を促進する業務及び産業と経済の発展を支援する業務を行う事により、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般用電気工作物の調査業務
- (2) 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務
- (3) 電気工事
- (4) 電気工作物の各種試験の業務
- (5) エネルギーの使用の合理化・地球環境対策に関する設備の工事、維持、運用及び支援に関する業務
- (6) 前各号に関連する電気機械器具、機械装置、資材工具の販売、

賃貸及びリース

(7) 防災・消防設備に関する点検業務並びに防災・消防設備の工事及び器具の販売

(8) 不動産の賃貸

(9) 電気の使用及び安全に関する啓発、周知及び相談に関する業務

(10) 電気の使用及び安全に関する人材育成、調査研究、技術開発及び支援に関する業務並びに研究結果等の刊行及び頒布

(11) 設備・施設環境の維持及び運用に関する業務

(12) 前各号に関連する調査、企画、設計・施工、保守及びコンサルティング業務

(13) 前各号に付帯する一切の事業

2 前項の事業は、主として、中部地方において行うものとする。

第3章 会計

(事業年度)

第5条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び損益予算)

第6条 本法人の事業計画書及び損益予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第7条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、

理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第8条 本法人に、評議員3人以上15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の委員は、理事会において選任する。ただし、外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 本法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使

用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営について必要な事項は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項に係る書類を提出し、当該候補者を適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

（１）当該候補者の経歴

（２）当該候補者を候補者とした理由

（３）当該候補者と本法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

（４）当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１人以上が出席し、かつ、外部委員の１人以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第１０条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨

げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第11条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務の執行に要する費用を支払うことができる。

(評議員会の構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時評議員会は必要のあるごとに開催する。

(評議員会の招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 評議員会の招集は、評議員会の日の3日前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

- 4 理事長は、あらかじめその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得た評議員に対しては、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、前項の書面による通知を発したものとみなす。

- 5 評議員の全員の同意があるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第16条 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

(評議員会の決議)

第17条 評議員会の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議については、

議決に加わることができる評議員の三分の二以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事長が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会の議事録）

第 1 8 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員及び理事の中から評議員会において選任された議事録署名人それぞれ 1 人が署名し、又は記名押印する。

（評議員会への報告の省略）

第 1 9 条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第5章 役員

(役員の数)

第20条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

4 代表理事以外のうち、次条第4項の規定により選定された理事を法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項で決議する場合には、第20条で定める役員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の役員を選任することができる。

3 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 業務執行理事は、理事会の決議によって代表理事以外の理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を

代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第 2 4 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第 2 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 2 5 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪え

ないとき。

- 2 前項第1号の規定により解任する場合は、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬等）

- 第26条 理事及び監事の報酬等の総額は、評議員会の決議によって定める。

（役員の損害賠償責任の免除）

- 第27条 法人法第198条において準用する同法第114条の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、理事会の決議によって、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

（理事会の構成）

- 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）本法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会への報告等)

第30条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、臨時理事会は必要あるごとに開催する。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議をもって定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する理事以外の理事は、理事会を招集する理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 監事は、法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定により、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

6 理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の規定にかかわらず、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議をもって定めた順序により、他の理事が議長を務める。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第1項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事は、これに

署名し、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）、第 4 条（事業）及び第 9 条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(解散)

第 38 条 本法人は、法令で定められた事由によって解散する。

第 8 章 公告及び備置き

(公告)

第 39 条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(備置き書類及び帳簿)

第 40 条 本法人は、法令で定めるところにより、主たる事務所に、次の各号に掲げる書類又は電磁的記録を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 事業報告書

(3) 事業報告の附属明細書

(4) 貸借対照表

- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 監査報告書
- (8) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (9) その他法令で定められたもの

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

代表理事	田中孝明
〃	菊田 滋

附 則

この定款は平成 2 8 年 6 月 1 7 日から施行する。